

前橋市スーパーシティ構想（案）

1 目的

前橋市では、AI、ビッグデータ等最先端技術を活かした未来の暮らしを実現する「スーパーシティ」として大きな規制改革を伴う国家戦略特区に指定されることで、規制障壁を突破し、新しい市民サービスと行政の合理化を目指します。

今まで8年間取り組んできた、様々な実証段階となっている既存事業の実装を実現し、本市の課題を解決、かつ市民の暮らしを豊かにするとともに、新型コロナウイルスによる様々な経験を基に新たな生活様式を取り入れ、今後起こりうる非常事態に対応できるまちづくりに大胆にチャレンジします。

そのため、現在前橋市は、産学官から構成される「前橋市スーパーシティ準備検討会」を立ち上げ、内閣府が募集するスーパーシティの申請に向けた検討を行っているところです。

2 概要

(1) コンセプト「スーパーシティ×スローシティ」

前橋市は「スーパーシティ×スローシティ」をコンセプトとし、“スーパーシティ”（デジタル最新技術や規制緩和による新しい仕組み）により、日常の負担となっていることを軽減することで日々の暮らしにゆとりが生まれ、自分らしく生き生きとした生活を送る“スローシティ”を構築することを目指しています。

これは、市民の皆さんの困りごとや今までの社会の制約を、デジタル最新技術や新しい仕組みで解決、開放して、時間と心のゆとりを生み、そのゆとりで豊かな自然や歴史に触れ、食やアートや文化を楽しむ、それぞれの学びの可能性を広げて、多様な人々がつながり、それぞれが生き生きと楽しむ生活の実現を目指すものです。

(2) まえばしID

前橋市では、“マイナンバーカード×スマートフォン×顔認証”を併用し、安心安全な前橋市独自のデジタルID（まえばしID）を創ります。

これは、病院であれば医療情報、金融機関であれば口座情報といったように、民間や行政が分野ごとに管理している複数のデータを連携

して、活用できるようにするための仕組みです。各データは領域ごとに分散して管理され、必要なときに個人の合意がない限りは活用することができません。

また、まえばし ID には、安心安全で便利な仕組みを担保するための 3 つの特徴があります。

1 つ目は、都度暗号化する 2 種類のデジタル鍵による暗号化技術を用いたデータ保護に関するセキュリティの高さです。

2 つ目は、顔認証やスマートフォンによる非接触認証を通じた本人認証の利便性の高さです。

3 つ目は、マイナンバー法や電子署名法といった既存の法律に裏打ちされた仕組みであるため、法的な説明責任を果たせ、利活用の幅が広いことです。

スーパーシティにおいては、このまえばし ID によって本人確認が必要な行政サービス・民間サービスの双方の利便性向上やキャッシュレスによる顔認証での決済などの活用が想定されます。

(3) サービス例

① 交通

- ・ 自動車を持たなくても移動が円滑にできる生活
- ・ 人と医療をつなぐモビリティ（デマンド交通によるお薬配達等）
- ・ 不安のない自動運転バス
- ・ 交通利用実態データを活用した保険
- ・ 各種モビリティによる街のみまもりサービス
- ・ 信号機制御による止まらない救急車
- ・ 現金を持たない移動

② ヘルスケア（健康・医療・介護）

- ・ パーソナルヘルスケアレコード（以下「PHR」という。）の活用による市民の健康寿命延伸
- ・ 遺伝子解析等を活用した病気リスクや薬剤リスクのない医療
- ・ 見落としのない検診
- ・ PHR と救急医療の連携
- ・ PHR を活用した介護サービスの効率化

③ 教育

- ・ リアル・バーチャル双方を活用した学習環境「めぶき場（仮称）」
- ・ 学習履歴やポイント管理ができる学びのポータル「めぶくアプリ」

(仮称)」

- ・キッズキャリア教育プログラム
- ・学習コンテンツ・成果のデジタル化推進支援
- ・基礎リテラシー教育プログラム

④行政手続

- ・市民及び事業者来庁ゼロの行政手続
- ・非対面で行なうことができる相談窓口

⑤環境エネルギー

- ・まちと自然がつながる都心生活環境（居住環境・仕事環境等の整備）
- ・生活の見守りサービス（生活反応による分析等）
- ・物流に係るエネルギーを無駄にしない配送サービス
- ・環境にやさしい手段で自由に移動ができる暮らし

⑥市民生活向上

- ・無駄な携帯料金を支払わない生活
- ・自身の個人情報と安全につながる生活
- ・災害発生時にあらゆる人々が共助できる
- ・外国人住民と共生できる生活
- ・行政情報を戦略的に活用する

⑦ファイナンス

- ・民間資金を引き出し、行政コストを適切に抑える官民連携のファイナンス技法を有効活用することにより、財政面での持続可能性を担保する。

3 スケジュール（予定）

令和2年	12月	15日	事業者公募、住民意見聴取（パブコメ）開始
	12月		（国）スーパーシティ公募開始
令和3年	1月	6日	質問書提出期限
	1月	14日	提案書 提出期限
	1月	28日	提案承認（前橋市スーパーシティ準備検討会第4回会議）
	2月下旬		（国）スーパーシティ公募締め切り（予定）
	春頃		（国）スーパーシティ区域指定

前橋市役所政策部未来の芽創造課（FAX027-224-3003）あて

「前橋市スーパーシティ構想（案）」に関する意見について

募集期間 令和2年12月15日（火）から令和3年1月14日（木）まで

住 所		氏名	
提出区分	市内に（在住・在勤・在学）その他	←該当区分を選んでください。	

意 見 記 載 欄

--

※提出方法については裏面をご覧ください

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。なお、郵送以外は令和3年1月14日必着となりますのでご注意ください。

◇提出方法

(1) 郵送による場合（令和3年1月14日当日消印有効）

371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所
未来の芽創造課 行

(2) F A Xによる場合＝027-224-3003

(3) 電子メールによる場合＝mirai@city.maebashi.gunma.jp

※電子メールの場合、意見提出用紙のファイルを暗号化するなど、セキュリティにご留意ください。

(4) 直接ご提出いただく場合

市庁舎5階未来の芽創造課、同2階情報公開コーナー、各支所及び各市民サービスセンター（各公民館）の窓口に直接ご提出ください。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容（住所・氏名）は公表しません。

※個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◇問い合わせ先

前橋市役所 政策部未来の芽創造課

電話027-898-6427（直通）